

令和2年4月15日

事業所各位

堀越倫世税理士事務所
税理士 堀 越 倫 世
事務所スタッフ一同

新型コロナウイルス感染防止対応策について

春暖の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染者が長野市内において確認されたこと、また感染者の内において、不特定多数の者が出入りする場所における感染であることを鑑みて、今後税理士事務所の業務を遂行するに当たり、私以下スタッフ一同は、各自が責任をもって自己管理をし、同居する親族がいる場合には、その親族の協力と理解を得たうえで今後の対応をすることにしましたのでお知らせいたします。

なお、この文書は、当事務所の業務が法定期限の定めを強く受けているものであり、通常、申告期限を徒過した場合は、相当のペナルティを課されることから、当事務所の責任と影響は大きいと自覚している事により皆様方にお知らせする文書であります。

また、国税局におきましても、新型コロナウイルス感染を原因とした場合の申告期限につきましても、柔軟な対応をすとの発表をしておりますことをお知らせいたします。

各自及び同居者の実施事項

1. 毎朝自己の体調について自覚をもって体調不良となっていないか自問自答する。
2. 毎朝、自身の体温測定を実施し、手帳等に記録する。
3. 外出時は必ずマスク等を着用し、飛沫の飛散防止と感染予防に努める。
4. 外部より事務所に帰所した場合、玄関入口に設置した消毒液により手の消毒を行う。
5. 事務所内部の換気については、換気扇の稼働と、天候にもよるが、2時間程度に1回程度は窓を開放し換気を心がける。
6. 各自が所有する携帯電話、事務所備品のパソコン及び電話受話器等については、各自の判断において消毒を行う。ただし、消毒の間隔は3日を超えてはいけない。
7. 各自及び同居者の実施期間は、政府による新型コロナウイルス感染の終息宣言が発出されるまでの期間とする。

各自の実施に伴う不測の事態への対応

1. 風邪又は風邪に準ずる体調不良を自覚した場合は、事務所出勤及び関与先への出張を中止し、自宅待機として様子を見る。
2. 体温測定による体温異常を見た場合、事務所出勤及び関与先への出張を中止し、様子

みる。

3. 発熱が2日間止まない場合は、かかりつけの主治医に電話し、指示を仰ぐこととする。
4. 一人でもPCR検査を受ける事態となった場合は、その時点において事務所を臨時休業とする。なお、臨時休業の場合のその期間は「陰性」との判定がなされた場合は、その日まで臨時休業とし、「陽性」との判定がなされた場合には、その判定日から2週間の臨時休業を実行する。
5. 上記の場合において、「陽性」の判定がなされた場合、対応できる者が必要と思われる税務署・県・市町村に対して申告期限延長の対応と手続きをする。
6. 上記対応と同時に、事務所関与先に対して、事情の説明と臨時休業による申告期限延長の体制について、対応できる者がこれを行う。

上記のとおり事務所内規定として定めましたので、皆様方のご理解のほどをよろしく願います。

皆様方、各事業所におきましても、本書を参考にして対応策を講じられますことをお勧めいたします。

以 上